

9 月 2 4 日 (水)

(第 4 日 目)

平成26年第4回南関町議会定例会（第4号）

平成26年9月24日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第1 報告第4号 平成25年度南関町財政健全化判断比率の状況について
- 日程第2 議案第45号 南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第46号 南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第47号 南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第48号 南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第49号 平成25年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第50号 平成25年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第51号 平成25年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第52号 平成25年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第53号 平成25年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第54号 平成25年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第55号 平成25年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第56号 平成25年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第57号 平成25年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第58号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成26

年度南関町一般会計補正予算（第2号）

- 日程第16 議案第59号 平成26年度南関町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第60号 平成26年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第61号 平成26年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第62号 平成26年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第63号 平成26年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第64号 平成26年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第65号 字の区域の変更について
- 日程第23 議案第66号 字の区域の変更について
- 日程第24 議案第67号 字の区域の変更について
- 日程第25 議案第68号 町道の路線廃止について
- 日程第26 議案第69号 町道の路線認定について
- 日程第27 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第28 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第29 委員会報告について
- ・ 請願第1号 「通学路の安全確保のため、橋梁拡幅並びに歩道設置、さらに横断歩道と信号機設置を求める請願書」
- 日程第30 委員会報告について
- ・ 請願第2号 「農協改革」に関する請願書
- 日程第31 議員派遣の件
- 追加日程第1 議員提出議案第2号 「通学路の安全確保のため、歩道並びに横断歩道と信号機設置を求める意見書」（案）
- 追加日程第2 議員提出議案第3号 「農協改革」に関する意見書（案）
- 追加日程第3 閉会中の継続審査について
- 「文教厚生常任委員会」
- 追加日程第4 閉会中の継続調査について
- 「総務産業常任委員会」
- 追加日程第5 閉会中の継続調査について
- 「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 立山比呂志君	2番 杉村博明君
3番 井下忠俊君	4番 立山秀喜君
5番 境田敏高君	6番 打越潤一君
7番 鶴地仁君	8番 田口浩君
9番 山口純子君	10番 本田眞二君
11番 橋永芳政君	12番 酒見喬君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(12名)

町長 佐藤安彦君	住民課長 菅原力君
副町長 本山一男君	福祉課長 坂井智徳君
教育長 大里耕守君	経済課長 西田裕幸君
総務課長 堀賢司君	建設課長 古澤平君
会計管理者 木村浩二君	教育課長 大石和幸君
まちづくり推進課長 大木義隆君	延寿荘長 福井隆一君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長 松本寛君	書記 坂口智美君
-------------	----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 起立。礼。おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

日程第1 報告第4号 平成25年度南関町財政健全化判断比率の状況について

○議長（酒見 喬君） 日程第1、報告第4号、平成25年度南関町財政健全化判断比率の状況についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第45号 南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第2、議案第45号、南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第45号、南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第46号 南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第3、議案第46号、南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第46号、南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第47号 南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第4、議案第47号、南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第47号、南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第48号 南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第5、議案第48号、南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第48号、南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第49号 平成25年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第6、議案第49号、平成25年度南関町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第49号、平成25年度南関町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第7 議案第50号 平成25年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第7、議案第50号、平成25年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第50号、平成25年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第8 議案第51号 平成25年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第8、議案第51号、平成25年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第51号、平成25年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第9 議案第52号 平成25年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第9、議案第52号、平成25年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第52号、平成25年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第10 議案第53号 平成25年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第10、議案第53号、平成25年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第53号、平成25年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第11 議案第54号 平成25年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第11、議案第54号、平成25年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第54号、平成25年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第 1 2 議案第 5 5 号 平成 2 5 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第 1 2、議案第 5 5 号、平成 2 5 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第 5 5 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 5 5 号、平成 2 5 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第 1 3 議案第 5 6 号 平成 2 5 年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第 1 3、議案第 5 6 号、平成 2 5 年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第 5 6 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第56号、平成25年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第14 議案第57号 平成25年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第14、議案第57号、平成25年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第57号、平成25年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第15 議案第58号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成26年度南関町一般会計補正予算（第2号））

○議長（酒見 喬君） 日程第15、議案第58号、専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成26年度南関町一般会計補正予算（第2号））を議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第58号、専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成26年度南関町一般会計補正予算（第2号））は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議案第59号 平成26年度南関町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第16、議案第59号、平成26年度南関町一般会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第59号、平成26年度南関町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第60号 平成26年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第17、議案第60号、平成26年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
ただ今から討論を行います。討論はありませんか。
〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。
これから議案第60号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。
従って、議案第60号、平成26年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第61号 平成26年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第18、議案第61号、平成26年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。
本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。
〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
ただ今から討論を行います。討論はありませんか。
〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。
これから議案第61号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。
従って、議案第61号、平成26年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第62号 平成26年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第19、議案第62号、平成26年度南関町介護サービス

事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(酒見 喬君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(酒見 喬君) 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(酒見 喬君) 異議なしと認めます。

従って、議案第62号、平成26年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第63号 平成26年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第2号)について

○議長(酒見 喬君) 日程第20、議案第63号、平成26年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(酒見 喬君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(酒見 喬君) 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(酒見 喬君) 異議なしと認めます。

従って、議案第63号、平成26年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 2 1 議案第 6 4 号 平成 2 6 年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号) について

○議長(酒見 喬君) 日程第 2 1、議案第 6 4 号、平成 2 6 年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(酒見 喬君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(酒見 喬君) 討論なしと認めます。

これから議案第 6 4 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(酒見 喬君) 異議なしと認めます。

従って、議案第 6 4 号、平成 2 6 年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 2 2 議案第 6 5 号 字の区域の変更について

○議長(酒見 喬君) 日程第 2 2、議案第 6 5 号、字の区域の変更についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(酒見 喬君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(酒見 喬君) 討論なしと認めます。

これから議案第 6 5 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第65号、字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第23 議案第66号 字の区域の変更について

○議長（酒見 喬君） 日程第23、議案第66号、字の区域の変更についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第66号、字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第24 議案第67号 字の区域の変更について

○議長（酒見 喬君） 日程第24、議案第67号、字の区域の変更についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第67号、字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第25 議案第68号 町道の路線廃止について

○議長（酒見 喬君） 日程第25、議案第68号、町道の路線廃止についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第68号、町道の路線廃止については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第26 議案第69号 町道の路線認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第26、議案第69号、町道の路線認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第69号、町道の路線認定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第27 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（酒見 喬君） 日程第27、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、推薦することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。起立多数です。失礼しました。全員起立です。

従って、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、推薦することに決定しました。

-----○-----

日程第28 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（酒見 喬君） 日程第28、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから諮問第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、推薦することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

従って、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、推薦することに決定いたしました。

-----○-----

日程第29 委員会報告について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

・請願第1号 「通学路の安全確保のため、橋梁拡幅並びに歩道設置、さらに横断歩道と信号機設置を求める請願書」

○議長（酒見 喬君） 日程第29、委員会報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました請願第1号、「通学路の安全確保のため、橋梁拡幅並びに歩道設置、さらに横断歩道と信号機設置を求める請願書」については、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

4番議員。

○総務産業常任委員長（立山秀喜君） 請願書審査報告書を報告いたします。

南関町議会議長、酒見 喬様。

平成26年9月24日。

総務産業常任委員長、立山秀喜。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、請願第1号。

付託年月日、平成26年6月17日。

件名、通学路の安全確保のため、橋梁拡幅並びに歩道設置、さらに横断歩道と信号機設置を求める請願書。

審査の結果、採択。

委員会の意見、平成26年7月29日（火）に委員会、地元区長等と合同で現地調査を実施した結果、請願内容のとおり、交通事故防止のためには、早急な改善措置が必要との結論である。

なお、本町権限に属するものは、今後の措置を本議会として、注視していく必要があり、所要の対応をすることにした。

措置、南関町議会会議規則第94条第3項の規定により、審議結果を町長に送付する。

○議長（酒見 喬君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。
10番議員。

○10番議員（本田真二君） 文言の質問です。

先ほど、委員長の読まれたことでいきますと、委員会の意見の中に最後の2行の中に、本町権限に属するものは、今後の措置を本会議と書いてありますが、本議会として、注視していく必要があると読まれたましたが。

失礼しました。差し替えてあるそうですので、すみません。間違えました。

○議長（酒見 喬君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。

請願第1号に対する委員長報告は採択とすることです。

委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

従って、請願第1号、「通学路の安全確保のため、橋梁拡幅並びに歩道設置、さらに横断歩道と信号機設置を求める請願書」は、採択とすることに決定しました。

なお、ただ今、採択されました請願は、執行機関に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することにいたします。

-----○-----

日程第30 委員会報告について

「総務産業常任委員会・請願付託の件」

・請願第2号 「農協改革」に関する請願書

○議長（酒見 喬君） 日程第30、委員会報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました請願第2号、「農協改革」に関する請願について、委員長より審査報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員長、立山秀喜君。

○総務産業常任委員長（立山秀喜君） 報告いたします。

南関町議会議長、酒見 喬様。

平成26年9月24日。

総務産業常任委員長、立山秀喜。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、請願第2号。

付託年月日、平成26年9月17日。

件名、「農協改革」に関する請願書。

審査の結果、採択。

委員会の意見、本町の農業振興、農村社会の維持・発展については、JAと今後とも一体となり取り組んでいく必要がある。

しかし、「農協改革」によって、農業者・地域農業等に対し影響が出る懸念される。

従って、本件については採択とし、慎重な対応を求めることとする。

○議長（酒見 喬君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。

お諮りします。

請願第2号に対する委員長報告は、採択とすることです。

委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

従って、請願第2号、「農協改革」に関する請願は、採択とすることに決定しました。

-----○-----

日程第31 議員派遣の件

○議長（酒見 喬君） 日程第31、議員派遣の件についてを議題にします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたと思います。ご異議ありませんか。

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） お諮りします。

ただ今、総務産業常任委員長他から、「通学路の安全確保のため、歩道並びに横断歩道と信号機設置を求める意見書」についてなど、5件が提出されました。

これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、「通学路の安全確保のため、歩道並びに横断歩道と信号機設置を求める意見書」の提出についてなど、5件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案の配付をさせます。

〔議案書配付〕

○議長（酒見 喬君） 配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 配付漏れなしと認めます。

事務局長に議案名の朗読をさせます。事務局長。

○議会事務局長（松本 寛君） 〔議案名朗読〕

-----○-----

追加日程第1 議員提出議案第2号 「通学路の安全確保のため、歩道並びに横断歩道と信号機設置を求める意見書（案）」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第1、議員提出議案第2号、「通学路の安全確保のため、歩道並びに横断歩道と信号機設置を求める意見書」（案）を議題にします。

提出者の説明を求めます。

総務産業常任委員長、立山秀喜君。

○総務産業常任委員長（立山秀喜君） 議員提出議案第2号。

平成26年9月24日。南関町議会議長、酒見 喬様。

提出者、南関町議会議員 立山秀喜

賛成者、南関町議会議員 立山比呂志

賛成者、南関町議会議員 杉村博明

賛成者、南関町議会議員 田口 浩

賛成者、南関町議会議員 山口純子

賛成者、南関町議会議員 橋永芳政

「通学路の安全確保のため、歩道並びに横断歩道と信号機設置を求める意見書」
(案)。

上記の議案を、南関町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

「通学路の安全確保のため、歩道並びに横断歩道と信号機設置を求める意見書」
(案)。

南関町においては、生み育てる環境整備のため、様々な支援策を実施し、懸命に努力しています。

しかし、残された課題も沢山あり、特に子どもたちの命を守る課題は何より優先されるべきものです。

具体的には、子どもたちの登下校時における交通事故の防止対策上、早急に改善措置を講じるべき道路箇所があり、下記内容のとおり措置されることを強く要望します。

記、要望事項。

1、県道29号(荒尾南関)線「以下、本線という」の南関町大字長山東区の区間においては、歩道の未整備箇所が相当あります。

また、本線と接続する町道62号(草村宮尾)線の草村橋方面に横断する際は、横断地点の本線の形状が、上下方向から起伏のある見通しの悪い緩やかなカーブの途上に位置していることから、歩行者及びに通行車両の双方から視認しづらく、とても危険な状況にあります。

子どもたちの通学の安全を確保するため、歩道並びに横断歩道と信号機の設置が必要です。一刻も早い設置が望まれます。

なお、既に地元区長や関係団体からは、草村橋の橋梁幅員の拡幅及び歩道設置の陳情書が町当局に提出されています。

子どもたちの交通安全と事故防止のため、早急な事業実施について格段の配慮をお願いします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月24日。南関町議会。

熊本県知事、蒲島郁夫様。

熊本県公安委員長様。

○議長（酒見 喬君） ただ今から質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり採決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

従って、議員提出議案第2号、「通学路の安全確保のため、歩道並びに横断歩道と信号機設置を求める意見書」（案）は、可決されました。

-----○-----

追加日程第2 議員提出議案第3号 「農協改革」に関する意見書（案）

○議長（酒見 喬君） 追加日程第2、議員提出議案第3号、「農協改革」に関する意見書（案）を議題にします。

提出者の説明を求めます。総務産業常任委員長、立山秀喜君。

○総務産業常任委員長（立山秀喜君） 議員提出議案第3号。

平成26年9月24日。南関町議会議長、酒見 喬様。

提出者、南関町議会議員 立山秀喜

賛成者、南関町議会議員 立山比呂志

賛成者、南関町議会議員 杉村博明

賛成者、南関町議会議員 田口 浩

賛成者、南関町議会議員 山口純子

賛成者、南関町議会議員 橋永芳政

「農協改革」に関する意見書（案）。

上記の議案を、南関町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

「農協改革」に関する意見書（案）。

平成26年4月24日に「農林水産業・地域の活力創造プラン」が改訂され、政府は、「農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指す」という目標のもと、新たに、「農協・農業生産法人・農業委員会の改革推進」を盛り込ん

だ。

特に「農協の改革推進」においては、JAの事業や組織運営のあり方、JA・連合会等の組織形態の見直し、中央会の新たな制度への移行等、幅広い提言がなされており、これらの内容を具現化するための法律改正等、来年の通常国会で行われる予定となっている。

本町の農業振興や農村社会の維持・発展については、これまでJAと一体となって取り組んできており、今後もこの関係を継続していく必要があると認識している。

しかしながら、「農協改革」に関する今後の政府のとりまとめ如何では、JAの組織・事業機能が低下し、これまで連携して取り組んできた農業政策の推進、担い手の育成、農業の持つ多面的機能の維持等の対応が困難になり、ひいては農業者、地域農業・農村に対しても多大な影響が出ることが懸念される。

よって、国におかれては、次期通常国会で審議される予定となっている「農協改革」については、下記の事項を十分踏まえて対応するよう強く求める。

記。

- 1、農業者の協同組織であり民間組織であるJAに対して、強制的な組織変更をさせるのではなく、あくまでも農家・組合員・組織の総意に基づく自己改革を基本とするよう、十分配慮すること。
- 2、JAの行う事業は、地域社会のインフラを支える役割を担っており、この役割は今後も大きくなっていくことから、JAの事業について地域実態を無視したような過度な干渉は行わず、自主性を尊重すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月24日、南関町議会。

衆議院議長 伊吹文明様。

参議院議長 山崎正昭様。

内閣総理大臣 安倍晋三様。

農林水産大臣 西川公也様。

内閣府特命担当大臣 有村春子様。

内閣官房長官 菅 義偉様。

○議長（酒見 喬君） ただ今から質疑を行います。質疑はありますか。

10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 先ほどの議員提出議案並びに今回の議員提出議案に対しまして、議長並びに局長にも相当ご尽力いただいたと思いますが、1つだけちょっと疑問に思った点をお尋ねしたいと思います。

これは、委員長へのお尋ねになるかもしれませんが、表題のところ、賛成議員

が5名、先ほどのにも5名とあっておりますが、議員提出議案の時点では、多分賛成議員はそのとおりだと思いますが、議会で全員起立の後の時点でありますので、私たちの名前も連名として、書いていただければと思いますがいかがでしょうか。
委員長。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山秀喜君） 確かに、その後の賛成者の名前ですので、良ければ、全員でお願いしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） ただ今、10番議員の質問に対してですけれども、これは、全員の名前を記入するようにお願いしてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） それでは、全員の名前で提出するようにいたします。よろしいですか。

議員提出議案第3号のところでしたが、ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり採決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

従って、議員提出議案第3号、「農協改革」に関する意見書（案）は、可決されました。

-----○-----

追加日程第3 閉会中の継続審査について

「文教厚生常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第3、閉会中の継続審査の件を議題にします。

文教厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りいたしました、目下、調査中の事件について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第4 閉会中の継続調査について

「総務産業常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第4、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務産業常任委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました、目下、調査中の事件について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第5 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第5、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定によって、本会期中の発言訂正等の字句の整理については、その整理を議長にご一任いただきたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。

これで、平成26年第4回南関町議会定例会を閉会します。
起立。礼。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前11時00分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会議員

南関町議会議員

南 関 町 議 会 会 議 録
平 成 26 年 第 4 回 定 例 会

平成 26 年 12 月 発行

発行人 南 関 町 議 会 議 長 酒 見 喬
編集人 南 関 町 議 会 事 務 局 長 松 本 寛
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町 大 字 関 町 1316  
電 話 (0968) 53-1111